

洲本市地域防災計画

第8編 海上災害対策編

令和6年2月

洲 本 市

目 次

I 総 則

第1節	計画の趣旨	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の構成	1
第3	災害の範囲	2
第4	計画の運用	2
第5	用語の意義	2
第2節	市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第1	洲本市	3
第2	兵庫県	3
第3	指定地方行政機関	4
第4	自衛隊	4
第5	指定公共機関	5
第6	指定地方公共機関	5
第7	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	5
第8	その他	6
第3節	洲本市周辺の海域の現状	7
第1	海域の状況	7
第2	気象・海象の状況	7
第3	漁業の状況	8
第4	海域の周辺環境	8
第4節	対象災害の種類	9
第1	海難による人身事故	9
第2	重油等の流出事故	9

II 災害予防計画

第1節	基本方針	11
第1	計画の目的	11
第2	海上災害に関する基本的な考え方	11
第2節	活動・連携体制の整備	16
第1	趣 旨	16
第2	内 容	16
第3節	情報の収集・伝達体制の整備	17
第1	趣 旨	17
第2	内 容	17
第4節	災害応急対策への備えの充実	19
第1	趣 旨	19
第2	内 容	19
第5節	災害ボランティア活動の支援体制の整備	21
第1	趣 旨	21
第2	内 容	21

III 災害応急対策計画

第1節	基本方針	23
第1	計画の目的	23
第2	応急対策の概要	23

第2節	迅速な災害応急活動体制の確立	26
第1	趣旨	26
第2	内容	26
第3節	円滑な災害応急活動の展開	33
第1	趣旨	33
第2	内容	33

IV 災害復旧計画

第1	基本方針	39
第2	市民生活等への対応	39
第3	漁業・水産関係の復旧	39
第4	海岸、港湾・漁港関係施設の復旧	39
第5	環境対策	39
第6	災害義援金	40

I 総則

第1節 計画の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法の規定に基づき、洲本市の地域に係る災害対策のうち、特に海上災害に係る部分に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進と体制の整備を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

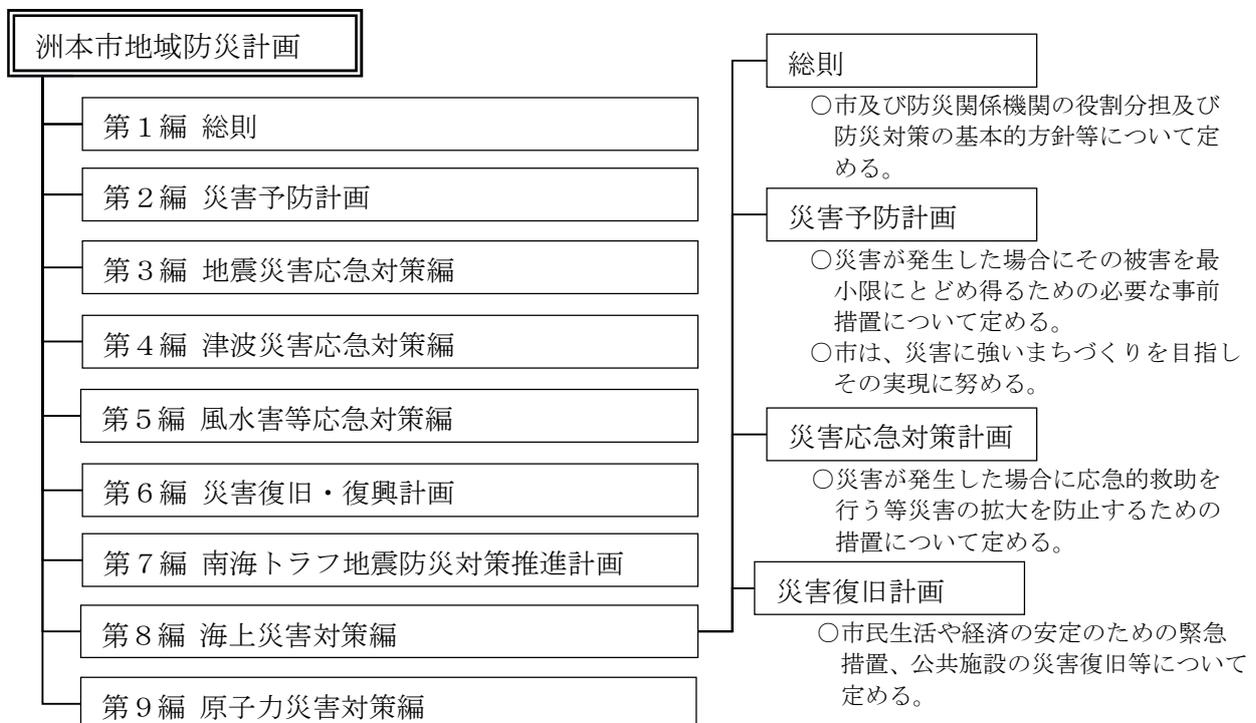
- 1 市及び県、自衛隊、市域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 災害予防に関する計画
- 3 災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧に関する計画

第2 計画の構成

この計画は、次の事項をもって総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期すために策定する。

なお、この計画は、洲本市防災会議が策定する洲本市地域防災計画の「海上災害対策編」である。

- 1 洲本市及び兵庫県、市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務
- 2 市の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達
- 3 災害復旧に関する事項別計画
- 4 その他洲本市防災会議が必要と認める事項



第3 災害の範囲

この計画における「海上災害」とは、次の場合を指す。

また、この計画は、海上災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に適用する。

- 1 沿岸部における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難発生により多数の避難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合
- 2 重油等の大量流出等により、著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、市に被害が及んだ場合

第4 計画の運用

1 計画の見直し

この計画は、海上災害に関する諸般の状況の変化に対応し、必要に応じて見直し、修正を加える。

2 他計画等との関係

この計画に特別の定めがない事項については、自然災害に準じて対策を立てることとし、「第3編 地震災害応急対策編」及び「第5編 風水害等応急対策編」を準用する。

第5 用語の意義

この計画において使用する主な用語の意義について、次のとおり定める。

計画中で使用する用語	用語の意義
市計画	洲本市地域防災計画をいう。
本部	洲本市災害対策本部をいう。
県本部	兵庫県災害対策本部をいう。
県計画	兵庫県地域防災計画をいう。
防災関係機関	淡路広域消防事務組合、県、市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等を総称していう。
消防本部等	淡路広域消防事務組合をいう。
消防団	洲本市消防団をいう。
警察署	洲本警察署をいう。
避難所 (指定避難所)	災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市長が指定したものをいう。
避難場所 (指定緊急避難場所)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市長が指定したものをいう。

第2節 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び県、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関は、海上災害に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。

第1 洲本市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
洲本市	市の地域に係る災害予防の総合的推進	市の地域に係る災害応急対策の総合的推進	市の地域に係る災害復旧の総合的推進

第2 兵庫県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
教育委員会 (淡路教育事務所)			天然記念物や文化財の保護・保全
県警察本部 (洲本警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 捜索、救助、救急活動を実施するに当たっての船舶・航空機等の整備 2 緊急輸送活動を円滑に進めるための道路交通管理体制の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等 	
淡路県民局	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 防災に関する組織体制の整備 4 防災施設・設備等の整備 5 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 6 防災に関する学習の実施 7 防災訓練の実施 8 防災に関する調査研究の実施 9 県所管施設の整備と防災管理 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務(人命救助、重油等回収など)の総合調整 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 被災者の救援・救護活動等の実施 7 廃棄物・環境対策の実施 8 交通・輸送対策の実施 9 県所管施設の応急対応の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧

第3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
国土交通省 近畿地方整備 局兵庫国道事 務所（洲本維持 出張所）	1 応急復旧資機材の備 蓄及び整備に関するこ と	1 公共土木施設（直轄）の応 急対策の実施 2 災害時の道路交通規制及 び道路交通の確保に関する こと	1 被災公共土木施 設（直轄）の復旧
神戸地方気象 台	気象情報の収集・伝達体 制の整備、施設の充実	二次災害防止のための予・警 報等の情報発表	
近畿地方環境 事務所	廃棄物処理に係る防災体 制の整備	1 緊急環境モニタリングの 実施 2 災害廃棄物処理等処理対 策	災害廃棄物等の処理
第五管区海上 保安本部 （神戸海上保 安部）	1 海上災害に関する防 災教育・訓練及び海上 防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整 備・保管及び排出油防 除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大 型タンカーバースの安 全防災対策指導 4 危険物積載船舶に対 する安全対策指導 5 緊急時連絡体制の確 立 6 県水難救済会の指導	1 海上災害に関する警報等 の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海 部の被災状況の調査 3 関係機関等への事故情報 の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊 急輸送 7 係留岸壁付近、航路及び その周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事 故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及 び整理・指導 10 危険物積載船舶に対する 移動の命令、航行の制限・ 禁止及び荷役の中止 11 海上治安の維持 12 海上における特異事象の 調査	1 海洋環境の汚染 防止 2 海上交通安全の 確保 3 海上治安の維持

第4 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 第3師団 （第3特科隊）		人命救助又は財産の保護 のための応急対策の実施	
海上自衛隊 呉地方隊 （阪神基地隊）			

第5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
独立行政法人国立病院機構（近畿ブロック事務所）	防災訓練の実施（トリアージ訓練等）	災害時における医療救護	
日本赤十字社（兵庫県支部）		1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分	
日本放送協会（NHK神戸放送局）	放送施設の整備と防災管理	災害情報の放送	被災放送施設の復旧
西日本電信電話（株）（兵庫支店）	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧
（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西			
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）			
日本通運（株）（各支店）		災害時における緊急陸上輸送	
KDDI（株）（関西総支社）	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧
ソフトバンク（株）	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧
楽天モバイル（株）	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧

第6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
淡路交通（株）	災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送	
（一社）兵庫県トラック協会（淡路支部）			
（株）ラジオ関西		災害情報の放送	
（株）サンテレビジョン			
兵庫エフエム放送（株）			

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
（一社）兵庫県タクシー協会（淡路島支部）		災害時における緊急陸上輸送	

第8 その他

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
(一財) 海上災害防止センター ※ 指定海上防災機関	1 船舶所有者等の利用に供するための流出油防除資機材の保有 2 海上防災訓練の実施 3 海上防災のための措置技術についての調査研究及び資機材の開発	海上保安庁長官の指示又は船舶所有者の委託による油防除措置の実施	県、市町等の災害復旧に当たっての助言等
洲本市医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的・身体的支援

※海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月25日法律第136号、以下、「海防法」という。）第42条の13に規定する指定海上防災機関

第3節 洲本市周辺の海域の現状

第1 海域の状況

1 概況

市周辺の海域は、紀伊水道、大阪湾及び播磨灘からなり、淡路島が中央に位置し、明石海峡、鳴門海峡及び友ヶ島水道で結ばれている。

沿陸部には、石油コンビナートを中心に我が国有数の工業地帯が連なっており、原油、重油等をはじめとする多くの石油類が取り扱われており、これらを大量に積載した大型タンカー等が友ヶ島水道、明石海峡及び鳴門海峡の狭水道を経て出入りしている。

さらに、関西国際空港へはアクセス船等が就航している。

また、これらの狭水道においては、当海域内の各港に出入りする船舶のみならず、瀬戸内海の各港を目的地とする大小各種船舶が運航するため、船舶交通量は輻輳し、かつ多様化してきている。

しかも、いずれも好漁場であるため操業漁船も多くみられ、衝突、乗揚等の海難が発生する蓋然性が高い海域となっている。

2 海難の発生状況

当海域における最近3か年（平成30年～令和2年）の要救助海難発生隻数は、年間平均189隻である。

これを海難種類別でみると、油の排出を伴うおそれのある衝突、乗揚及び転覆が全体の約31%を占めている。

3 海洋汚染の発生状況

当海域における近年（平成30年～令和2年）の油等による海洋汚染の発生状況は、排出源別にみると船舶に係るものが多く、陸上貯油施設等に係るものは少ない。

また、船舶に係るものを原因別にみると、バルブ操作の誤り等器具類の取扱い不注意によるもの及び故意排出等によるものが多く、全体の約50%を占め、次いで海難によるもの、原因不明、破損によるものの順となっている。

第2 気象・海象の状況

1 気象の状況

(1) 気温

当海域における気温は、比較的年較差が小さく、年間平均気温は約16℃で、年間平均最高、最低の気温差は約8℃である。

(2) 風向

当海域における風向は、全般的には、冬季には西から北西の風が多く、夏季には南寄りの風が多いが、沿岸の地形に影響されやすく一様でない。

紀伊水道をはさんで東岸の和歌山では、東寄りの風が多いのに対して、西岸の徳島では、逆に西寄りの風が多い。

紀伊水道においては、年間を通じて北寄りの風、鳴門海峡においては東寄りの風、明石海峡においては西寄りの風が多い。

(3) 風速

当海域における風速は、年平均風速についてみると、各地とも一般に弱く約3m/s程度であるが、冬季における西高東低型の気圧配置のもとでは、15m/s前後の北寄りの風が吹くのが普通であり、海上では20m/sに達することもある。

また、突風、暴風は、台風時期を除くと、冬から春にかけて、日本海で発達した低気圧から南西にのびる寒冷前線の通過により吹くことが多く、夏から秋にかけては比較的少ない。

(4) 霧

当海域においては、春先から梅雨期にかけて不連続線、低気圧、気圧の谷等の接近、通過が多くなり、これに伴う霧の発生も多くなり、梅雨明けとともに、その発生は急激に減少する。

大阪湾における霧発生状況を統計的にみると、海域と沿岸とでは発生時期、発生日数等に顕著な差異がみられ、大都市周辺を除いて、霧の発生は、3月から7月にかけて集中している。

(5) 降水量

当海域は、年間を通じて降水量は比較的少なく、特に夏は高温乾燥する。

年平均降水量は約 1,400 mm 程度、年間降水量は 1 mm 以上の日が 100 日前後となっている。

2 海象の状況

(1) 潮流

紀伊水道における潮流は、一般に南北に流れ、その流速は、中央部において最強 1.5 ノット前後である。

友ヶ島水道における潮流は、一般に南北に流れ、大潮期の最強流速は、由良瀬戸で 3.6 ノット（北流）、加田瀬戸で 2.3 ノット（南流）、中ノ瀬戸で 1.4 ノット（北流）に達する。

大阪湾における潮流は、友ヶ島水道及び明石海峡付近を除いて、一般にあまり強くなく、友ヶ島水道から明石海峡東口付近に至る海域の潮流は、明石海峡の西流時にはほぼ北方に、東流時にはほぼ南南西に流れ、流速は大潮期に約 1 ノットに達する。

明石海峡における潮流は、上げ潮流は西方に、下げ潮流は東方に流れ、大潮期の最強流速は 7 ノットに達することがある。

鳴門海峡における潮流は、上げ潮流は北方に、下げ潮流は南方に流れ、夏季大潮期の最強流速は 8～10 ノットに達する。

なお、紀伊水道における潮流については、黒潮が沿岸に接近した場合には、黒潮の一部が流入し、海向はそのときの状況によって一定しないが、おおむね時計回り又は反時計回りで、最強流速は 1 ノットとなり、黒潮が沿岸から離れた場合は、ほとんど影響がない。

(2) 海水温度

当海域における年平均表面海水温度は 17～19℃であり、月別にみると 2 月下旬から 3 月上旬にかけて最も低く、平均水温は 8℃前後となり、8 月下旬から 9 月上旬にかけて最も高く、平均水温は 27℃前後に達する。

第3 漁業の状況

当海域における漁業は、船曳網、小型底びき網、刺網、小型定置網、はえ縄、一本づり、採貝操漁業等が主であり、のり養殖、わかめ養殖、真珠養殖、はまち養殖等の養殖漁業も営まれている。

播磨灘から大阪湾の沿岸各所には、のり、わかめ、真珠等の養殖棚、はまち養殖用いけす等が、紀伊水道の沿岸各所には、わかめ、のりの養殖棚等が設置されている。

第4 海域の周辺環境

当海域は、瀬戸内海国立公園に指定されているとともに、和歌山県及び徳島県沿岸各所が県立自然公園として指定されている。また、市の大浜海水浴場ほか幾多の海水浴場が点在している。

大阪湾のほぼ中央部、播磨灘沿岸部、淡路島沿岸部等に秋期から春期にかけて、のり、わかめの養殖が盛んであり、定置網等も沿岸各所に設置されている。

大阪湾、播磨灘の沿岸部は我が国有数の臨海工業地帯となっており、多くの事業所等が林立しているため相当数の海水取水口がある。

第4節 対象災害の類型

第1 海難による人身事故

海難には、衝突、乗揚、運航不能などがある。

これらの海難の発生により、遭難者、行方不明者、死傷者等が発生する場合がある。

このうち、人的被害が大きいケースは客船（定期客船、カーフェリー、連絡船等主として旅客の運送に従事する船舶で、旅客定員が12人を超えるものをいう。）の場合で、その代表的な事故は次のとおりである。

1 衝突

船舶が、他の船舶に接触し、いずれかの船舶に損傷が生じたことをいう。

2 衝突（単）

船舶が、物件に接触し、船舶又は物件に損傷が生じたことをいう。

3 乗揚

船舶が、陸岸、岩礁、浅瀬、捨石、沈船等水面下にあつて大地に直接又は間接的に固定している物に乗揚げ、乗切り又は底触したことをいう。

4 運航不能

主機等推進の目的に使用する機械が故障又は機関の運転に必要な燃料が欠乏したため等船舶の航行に支障が生じた場合及び機関は故障していないが機関の取扱不注意のため航行不能となった場合等をいう。

5 その他

転覆、火災、爆発、浸水、船体行方不明（船舶が行方不明となったことをいう。）、船位喪失（自船の船位が不明のため、救助を求めた場合をいう。）、その他（その他のいずれにも属さないものをいう。）などがある。

第2 重油等の流出事故

重油等（ここでは、石油類、ケミカル類、液化ガスの総称を指す。以下同じ。）の海洋流出事故による影響は、発生海域、時間の経過、油種、油量、海象などの多くの要素によって決まるが、その対策のために最も重要な油種等による対応方法及び経時変化を整理する。

1 石油類

（1）A重油

- 漁船や小型内航船等の燃料として使用するため、流出件数としては最も多い。

主な原因は、衝突・乗揚である。

流出の規模は、通常小～中規模、防除日数は2～3日となることが多い。

流出源から数百m～数マイル漂着しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希積分散する。

- 対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。オイルフェンスの活用による油の包囲、又は誘導により回収を行う。

沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。

(2) C重油

- 大型船の燃料として使用され、また、火力発電用の燃料として大量に輸送されており、いったん事故が発生すれば流出量が多く、かつ防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。

C重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化（ムース化）する。

沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。

- 対応としては、沿岸漂着が予想される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。

C重油は、油処理剤の効果が無い場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。

また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。

(3) 原油

- 原油タンカーから、取扱ミス、衝突等の原因で漏洩事故が起こる。

流出量が多いときは、油種によって原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。

非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。

原油の蒸発成分は、1～3日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化（ムース化）していく。

- 対応としては、海上に流出した後、乳化（ムース化）前は早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発又は乳化（ムース化）したときはC重油と同じである。

(4) ガソリン

- ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。

また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。

- 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯は市民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては市民に対し、避難を勧告するなど、二次災害の発生の防止を図る。

やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、又は消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。

2 ケミカル類（有害液体物質）

- 油以外の液体物質のうち、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下、「海防法」という。）第3条第3号で規定する物質のケミカル類は、海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊とさまざまである。

多くの場合、引火又は有毒性の危険があり、さらに複数の水溶性のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。

- 対応としては、変化及び特性に合わせて、専門家の指示に従う。

3 液化ガス

- メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものを液化天然ガス又はLNGという。

また、LPGとは、液化石油ガスのことで、石油系の炭化水素のうち、プロパン、ブタンを主成分とする混合物のことである。

- LNG又はLPGタンカーが衝突した場合、タンクに破口が生じ、大量流出が起こることが考えられる。

LNGについては、海上に流出後、直ちに気化し、引火・爆発性のガスとなるため、避難以外の対策はとりにくい。このため、第一義的に事故を未然に防ぐことが肝要である。

LPGについては、ガス比重が空気より重く、底部に滞留するため、取扱上最も注意をしなければならず、ガス検知器でガス濃度を測定するとともに、発火物を近づけないことが肝要である。

Ⅱ 災害予防計画

第1節 基本方針

〔総務部消防防災課 関係各部署〕

第1 計画の目的

この計画は、海上災害が発生した場合を想定し、人命救助、消火活動、流出した重油等への対応、付近の船舶の航行安全措置、沿岸住民の安全及び漁業等への被害の拡大防止を図るため、防災関係機関及び関係団体がとるべき予防対策について定める。

第2 海上災害に関する基本的な考え方

海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは、相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。

さらに、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。

また、海難について、人命救助を必要とする場合、海上保安本部が船長の救助活動の援助を行う。

特に、陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した市長が救護活動を行う。（別表1・2参照）

また、重油等の流出事故により防除が必要となった場合、その防除義務は、当該船舶の船長及び船舶所有者にあるが、これらの者が必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合には、海上保安本部、指定海上防災機関等が防除に当たる。

また、一旦陸岸に漂着した場合の回収、収集、運搬、処分の責任者は、船舶所有者であるが、船舶所有者の対応だけでは処理ができない場合には、生活環境の保全等のため、市が対応せざるを得ない。

（別表3・4参照）

■別表1 海難による人身事故における対応と責任者

主 体	根拠法令	責務等の内容
当該船舶の船長	【国内法】 船員法第12～14条	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助並びに船舶及び積荷の救助 ・船舶が衝突したときの人命及び船舶の救助 ・他の船舶又は航空機の遭難を知ったときの人命の救助

■別表2 海難による人身事故における各関係機関の任務等の根拠法令

主 体	根拠法令	任務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法第2条	海上保安庁法による海難救助等に関する事務を行う任務
洲本市長	水難救護法第1条	遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した市長の責務
洲本警察署	水難救護法第4条	救護の事務に関し市長を補助

※海難により、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たった者が災害を受けたときは、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。

■別表3 重油等の流出事故の防除義務者等について

1 海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関：海上保安庁】

(1) 総括的な規定

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第2条第2項 (総括的な規定)	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

(2) 具体的な排出物ごとの規定

海防法では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。

排出物の定義については、海防法第3条に規定されている。

① 大量の油又は有害液体物質が排出された場合

主 体	根拠法令	責 務 等 の 内 容
・船舶の船長 又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をした者	海防法第39条第1項	排出された油又は有害液体物質の広がり及び引き続き油又は有害液体物質の排出の防止並びに排出された油又は有害液体物質の除去のための応急措置を講じなければならない。
・船舶の所有者 又は管理施設の設置者 ・排出の原因となる行為をした者の使用者	海防法第39条第2項	排出油等の防除のため必要な措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第39条第3項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。

主 体	根 拠 法 令	責 務 等 の 内 容
大量の油又は有害液体物質の濃度及び量の基準 ・海防法施行規則第30条、第30条の2：油の濃度及び量の基準 濃度：1万cm ³ 当たり10cm ³ 以上、量：100リットル以上 ・海防法施行規則第30条の2の2：有害液体物質の量の基準 海防法施行令別表第一第1号から第3号に掲げる有害液体物質の区分に応じた量 第一号 X類物質等：1リットル以上 第二号 Y類物質等：100リットル以上 第三号 Z類物質等：1000リットル以上		

② 廃棄物等が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁長官	海防法第40条	廃棄物その他の物（油及び有害液体物質を除く。）の排出により、又は船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、当該廃棄物その他の物を排出したと認められる者又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

※①及び②の場合における海上保安庁長官及び関係行政機関の長等による措置

（海防法第41条第1項、第41条の2、第41条の3第1項）

措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、海上保安庁又は海上保安庁から要請を受けた関係行政機関等が、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で政令で定める範囲のものについて、当該船舶の船舶所有者又は海洋施設等の設置者に負担させることができる。

③ 危険物が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの	海防法第42条の2第3項	直ちに、引き続き危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があった現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第42条の2第4項	危険物の排出があった場合において、海上火災が発生するおそれがあり、海上災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、船舶所有者又は施設の設置者等に対し、引き続き危険物の排出の防止、排出された危険物の火災の発生の防止その他の海上災害の発生の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

主 体	根拠法令	責務等の内容
	海防法第42条の5 第1項	当該危険物による海上火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に侵入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

2 漂着・回収後の油等の処理・処分責任者【指導・監督機関：環境省・都道府県】

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶所有者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故については、厚生省通知（平成9年1月23日）により「今回の事故により海岸に漂着した油について、回収し、一時保管場所に集積等された後の運搬・処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。 また、集積された排油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」となっており、この計画においてもその考え方を適用する。

■別表4 重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法 第2条 海防法 第39条第3号、 第42条の15 第1項～第2項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることがを命じ、又は指定海上防災機関に排出油等の防除の措置を指示すること。
指定海上防災機関	海防法 第42条の14 第1号～第2号	海上保安庁長官の指示を受けて排出油等の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。
国土交通省 (港湾局 地方整備局)	国土交通省設置法 第4条第15号 ・第103号、 第31条第2号	<ul style="list-style-type: none"> 海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
洲本市	災害対策基本法 第50条 第1項第6号	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

主 体	根拠法令	責務等の内容
港湾管理者	港湾法第12条 第2号・第6号、 第34条	<ul style="list-style-type: none">・港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。(港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む)・消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。
漁港管理者	漁港漁場整備法 第4条、第18条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

第2節 活動・連携体制の整備

〔総務部消防防災課 関係各部署〕

第1 趣 旨

海上災害対策に係る平時からの防災関係機関との連携体制について定める。

第2 内 容

1 職員の体制

市は、災害発生時における職員の体制につき、次の事項をあらかじめ取り決めておき、職員に対しては定期的な訓練等を通じ、周知徹底を図る。

- (1) 参集基準
- (2) 夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網を使った参集体制
- (3) 応急活動時に使用する資機材の保管場所、使用方法の周知
- (4) フェニックス防災システム端末の使用法の習熟

2 防災関係機関相互の連携体制

市は、災害発生時において協力を要請することが予想できる機関に対し、あらかじめ相互応援に関する協定を締結する等、平時から連携の強化に努める。

3 広域的な連携体制

(1) 近隣市町との連携体制

- ① 市は、平時より近隣市町との相互応援体制の連携強化に努める。
- ② 市は、市のみで災害に対応することが困難な場合は、「消防団の相互応援に関する協定書」等に基づき、応援を要請する。
- ③ 災害が複数の市町にまたがる場合、あるいは近隣市町において災害が発生した場合、市は、協定等に基づき、相互応援に努める。
- ④ 市は、各市町において保有する資機材の種類、数量、保管担当部署等について、平時から情報を交換し、非常時において有効に活用できるよう体制の整備に努める。

(2) 排出油等防除協議会等における連携体制の充実

市は、平時より大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会会員との連携を密にし、必要な資料交換や訓練実施などに努める。

第3節 情報の収集・伝達体制の整備

〔総務部消防防災課・総務課 企画情報部広報情報課〕

第1 趣 旨

災害時の情報収集、伝達、分析体制の整備及び運用について定める。

第2 内 容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) フェニックス防災システム（県災害対応総合情報ネットワークシステム）の活用

市、消防本部、県本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、県警察本部・警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部（神戸海上保安部）、国（海上保安庁等）、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の活用により、市域のみならず、県・国との連携を強化し、迅速かつ的確な応急対応を図る。

県は、上記システムの機能について、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、この他にホームページ、Lアラート（災害情報共有システム）、ひょうご防災ネット等を通じて、広く県民等への情報提供を行っている。

市は、県と連携して、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるように努める。

なお、避難指示等の発令、避難所開設の状況については、Lアラート機能と連携し、報道機関に情報提供を行っている。

(2) テレビ会議システムによるホットラインの活用

災害時に市、県、県民局等が災害情報を共有し、応急対策についての協議等を行うため、テレビ会議システムを県災害対策センター、市、県民局等に配備している。

市は、テレビ会議システムの活用習熟に努める。

(3) 災害時非常通信体制の充実強化

市及びその他の防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図る。

また、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置を図り、非常通信訓練の実施に努め、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(4) 情報伝達手段の整備促進

市は、災害時における住民への情報伝達手段の整備の推進を図る。

特に、障害者世帯や高齢者世帯については、戸別受信機等を設置するなど、より確実な情報伝達手段の確保に努める。

(5) ひょうご防災ネットの普及促進

市は、避難に関する情報などの緊急情報や気象情報等を配信する「ひょうご防災ネット」を提供するとともに、スマートフォン用アプリの開発及び機能の充実を図り、「ひょうご防災ネット」の普及促進を図る。

(6) 新規情報通信設備の構築検討

市は、災害情報の伝達及び市民への広報等に利用する主要な手段として、主に有線（CATV網）を活用している。

有線による通信は、市内全域に安定した通信機能を提供しているが、災害による断線が懸念され、補完的な通信網の整備が必要である。

このため、市は今後、既存の情報通信基盤との役割を整理し、現在及び近い将来において普及が見込まれる他の代替可能な新規情報通信基盤と長所短所を比較した上で、市民の需要を踏まえつつ、有線の補完的役割を果たす通信網の整備について検討する。

(7) その他情報通信連絡網の整備

市は、災害情報の提供及び伝達手段として、CATV（特別番組、文字放送、屋外スピーカー及びCATV告知端末機による一斉告知）、市のホームページ及びひょうご防災ネット、エリアメール（NTTドコモ）、緊急速報メール（KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）等を活用するとともに、報道機関等の協力を得るなど、災害時における多様な情報通信連絡網の整備充実に努める。

(8) J-ALERT（全国瞬時警報システム）の運用

市は、住民が直ちに命を守る行動が求められる警報等や緊急情報を、国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から兵庫衛星通信ネットワークを用いて受信し、CATV告知放送システム、防災サイレンの自動起動により、住民に緊急情報を瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」を運用する。

(9) 平常時の取組

市は、災害発生時の輻輳を考慮し、災害用伝言サービスや比較的つながりやすいメール等の活用を、自主防災組織の防災学習会、訓練等を通じ、住民に周知することに努める。

また、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

2 情報の分析整理

(1) 市は、防災担当職員に対し、指定海上防災機関の研修会、県の防災専門家養成講座などの各種セミナー、講演会への出席等を通じ、専門的な知識の習得に努めさせる。

また、専門的な知識を要する事項については外部の専門家を活用し、平時から必要な人材の把握に努める。

(2) 専門的な知識を要する事項は、おおむね次のとおりとする。

- ① 市周辺における海上交通の現状と危険性に関すること。
- ② 重油等が流出した場合における市沿岸への漂着可能性に関すること。
- ③ 重油等が漂着した場合における回収、運搬、処理の方法に関すること。
- ④ 補償請求に関すること。
- ⑤ 環境への影響に関すること。

(3) 市は、平時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努める。

また、国の機関によってこれらの情報がデータベース化、オンライン化、ネットワークされた場合は、積極的にこれを活用する。

第4節 災害応急対策への備えの充実

〔総務部消防防災課 消防団 市民生活部生活環境課 健康福祉部健康増進課・サービス事業所 消防本部〕

第1 趣 旨

海上災害から市民等の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に抑えるために、捜索、救助・救急、医療、消火活動、緊急輸送及び重油流出事故等に関する備えについて定める。

また、市及び防災関係機関職員等の災害対応能力の向上のための研修・訓練について定める。

第2 内 容

1 捜索活動、救助・救急活動、医療活動

- (1) 市は、捜索活動を支援するため、情報連絡手段等の整備に努める。
- (2) 市及び医療機関は、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。
- (3) 市は、陸上に運ばれた負傷者が多人数に上る場合を想定し、各医療機関の所在地、連絡先、受入れ可能人数等をあらかじめ把握し、災害発生時に迅速な行動がとれるよう、平時から医療救護体制の整備に努める。

2 消火活動

市は、海水、河川水等を消防水利として利用するための施設の整備を図る。
また、平時から消防機関同士の連携を図り、消防活動の充実・強化に努める。

3 緊急輸送活動

市は、緊急輸送用の車両等の確保についてあらかじめ定めておくこととし、市保有の車両のみでは不足するときに備え、民間事業者の保有する車両の活用について、協力体制の確保に努める。

4 重油等の流出物の防除活動

(1) 重油等の流出物への対応策の概要

重油等の流出物はその種類が非常に多く、危険性も多様で、性質もそれぞれ異なる。

重油等の流出事故の場合、その対策も性状や事故の規模等によって異なる。

また、物質ごとに取扱方法に精通した専門家が非常に限られており、かつ専門知識を有していない者が取り扱った場合に、二次災害等の可能性があることが最大の課題である。

さらに、物質によっては危険性が非常に高く、初動を誤ると被害を拡大させる場合も考えられる。

したがって、事故発生の際には、速やかに物質名を特定し、学識者、製造者、荷送人、ターミナル管理者等をはじめとする専門家の助言を得つつ、対策を決定する必要がある。

そのためには、日ごろから海岸に接した重油等の貯蔵場所に関する情報、周辺海域を航行する船舶が運送する重油等に関する情報等について、責任者、連絡方法等を含めて蓄積・整理しておく必要がある。

(2) 予防活動

市は、重油等が大量流出した場合に備えて、必要に応じて次の体制整備に努める。

- ① 油防除資機材の保有、管理
- ② 化学消火薬剤等消火機材の整備
- ③ 近隣市町の資機材の保有状況の把握
- ④ 市町間の応援体制の整備

(3) 環境保全対策

市は、重油等が大量流出し、沿岸及び陸岸の環境が汚染された場合に備えて、次の体制整備に努める。

① 平時の環境状況の把握

② 専門家等との連携

市は、県（健康福祉事務所）と連携し、環境影響調査の実施又は環境回復方策の策定に関する助言を得るために、専門家をリストアップするとともに、必要な場合は「アドバイザー会議」を開催できるよう、専門家等と平時より連携を密にしておく。

③ 国等の実施する研修等への参加

市は、機会をとらえて、国等の実施する環境調査技術習得のための研修等に積極的に関係職員を派遣する。

5 防災訓練への参加

(1) 市は、国等の実施する防災訓練に積極的に参加する。

(2) 市は、防災訓練を実施する際、海上災害を想定した訓練を盛り込むよう留意するとともに、被害想定を明らかにする等、実践的なものとなるよう工夫する。

(3) 市は、訓練後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第5節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

〔健康福祉部各課〕

第1 趣 旨

災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な応急対策の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時から災害ボランティア活動の支援体制の整備について定める。

第2 内 容

1 災害ボランティア活動の環境整備

(1) 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成

市は、県の「災害ボランティア活動支援指針」を参考に、市災害ボランティア活動支援マニュアル等の整備に努める。

(2) 受入体制の整備

市は、海上災害が発生した場合に備え、医師、看護師及び介護福祉士等、専門技能を有するボランティアに加え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努める。

- ① 行政機関、市民、ボランティア団体等とのネットワークの構築
- ② 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援
- ③ 災害ボランティア対応に関する市職員等の資質の向上

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施に努める。

④ ボランティア受入体制の整備

市は、ボランティア本部の設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信ルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、災害ボランティアの受入手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備に努める。

2 ボランティア活動の支援拠点の整備

市は、平時における各種ボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会及び日本赤十字社、その他ボランティア団体、NPO、中間支援組織（JVOAD）と連携を図りながら、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

3 災害ボランティア活動の環境整備

(1) 市は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会及び日本赤十字社、その他ボランティア団体、NPO、中間支援組織（JVOAD）（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）と連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、ボランティアのための活動マニュアルの作成、ボランティアのネットワーク化、ボランティアの活動拠点の整備等に努める。

(2) 災害時に、市民がそれぞれの年齢や性別等に応じてボランティア活動に参画できるよう、平時からボランティア活動の具体的な内容を市民に対して示すなど、ボランティア意識の醸成を図る。

4 資機材等の確保等

市は、あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備する。

また、一輪車、スコップ、じょれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用できる簡

易なボランティア用資機材の備蓄や、ホームセンターとの間で災害時に必要な資機材確保に係る協定の締結等に努める。

5 感染症の拡大が懸念される状況下における対応

感染症の拡大が懸念される状況下では、市は、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備する。

6 三者連携の構築

市は、ボランティア及びNPO等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化について、研修や訓練を通じて推進する。

さらに、市民やボランティア、NPO等に、災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

Ⅲ 災害応急対策計画

第1節 基本方針

〔総務部消防防災課 健康福祉部健康増進課・サービス事業所〕

第1 計画の目的

この計画は、海上災害が発生した場合における人命救助、消火活動、流出した重油等への対応、付近の船舶の航行安全措置、沿岸住民の安全及び漁業等への被害の拡大防止を図るため、とるべき応急対策について定める。

第2 応急対策の概要

1 海難による人身事故の場合

市は、市沿岸地域付近において海上災害が発生した場合、自ら救助・救命活動を実施するほか、海上保安本部と連携して、消火活動、負傷者等の救急医療活動等を行う。

2 重油等の流出事故の場合

市は、海難が発生して重油等が流出し、当該地域の陸岸に漂着した場合又は漂着するおそれがある場合は、法令、市計画等に定めるところにより、海上保安本部や県等と連携をとり、必要に応じ、防除措置のための応急対策の実施に努める。

3 応急対策の流れ

(1) 海難による人身事故の場合

(遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定)

事 項	船長等	国	県	市 等
海難の発生	・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	・海上保安本部による被害規模等の情報収集 ・海上保安本部から県等への情報連絡	・県海上災害対策本部、地方本部設置	・災害対策本部の設置
捜索活動		・海上保安本部のヘリ等による捜索活動	・海上保安本部等と連携をとった県、県警ヘリ等による捜索活動	・沿岸海域を中心とする捜索活動
救助・救急活動	・救助・救急活動	・海上保安本部による、県及び沿岸市町等と連携した救助・救急活動	・海上保安本部等と連携した救助・救急のための県、県警ヘリの出動	・沿岸海域を中心とする救助・救急活動

事 項	船長等	国	県	市 等
医療活動		<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部から沿岸の関係市町への医療活動の要請 	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸の関係市町からの要請による県立病院の救護班の派遣又は医療機関への救護班の派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> 医師を確保して医療救護隊を編成し、負傷者等の医療、救護措置を実施 必要に応じて、県に県医師会、日本赤十字社等の派遣を要請 要請に基づく医療機関の医療・救護活動
消火活動 (必要な場合に 応じて)		<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部による沿岸市町の消防機関と連携した消火活動 消防庁による緊急消防援助隊の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 消防庁を通じての他の都道府県の消防機関への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 消火活動 必要に応じ、消防応援協定締結消防機関に応援を依頼 必要に応じて、県に県外の消防機関の派遣を要請
緊急輸送活動		<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部は、必要に応じて、緊急輸送を円滑に行うための船舶交通の制限又は禁止 神戸運輸監理部は県からの要請に基づく緊急輸送車両又は船舶の調達又はあつせん 	<ul style="list-style-type: none"> 県警察本部は、緊急度、重要度を考慮して、交通規制を行い、迅速に負傷者や救援物資の緊急輸送活動を展開 県は、沿岸の関係市町とともに、必要に応じて、航空機の臨着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員を手配 	<ul style="list-style-type: none"> 被害の状況に応じて、車両等の確保・配置 (困難な場合には県に対して調達のあつせん依頼)

(注) その他、知事等の要請に基づく自衛隊による捜索、救助・救急、医療、消火、緊急輸送活動等

(2) 重油等の流出事故の場合

(通常の防除体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定)

事 項	船長等の 防除義務者	国	県	市 等
大規模な重油等の流出事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> 防除措置の実施 最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報 	<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部から県等に事故情報連絡 海上保安本部は防除義務者に防除作業を指導 防除資機材の調達 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集継続 海上災害警戒本部設置の準備 防除関係者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 防除関係者は出動待機

事 項	船長等の 防除義務者	国	県	市 等
発災海域における防除措置		<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合は、指定海上防災機関に指示、及び自ら防除を行うとともに、関係機関等に協力要請 		<ul style="list-style-type: none"> 指定海上防災機関は、海上保安庁長官の指示を受けた場合、又は船舶所有者の委託を受けた場合に、防除措置を実施
(陸岸に漂着する可能性がある)		<ul style="list-style-type: none"> ヘリによる航空監視 	<ul style="list-style-type: none"> 海上災害警戒本部及び地方本部の設置 防除資機材の調達 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策警戒本部設置 防除資機材の調達
(陸岸に漂着可能性大)			<ul style="list-style-type: none"> 海上災害対策本部及び地方本部設置 県民局等による陸岸のパトロール 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部設置 陸岸のパトロール
沿岸海域における防除対策		<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部の沿岸海域における防除作業 	<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部からの要請を受けた場合、又は知事が必要と認めた場合の必要な対応 	<ul style="list-style-type: none"> 流出油災害対策協議会会員等による沿岸海域での防除作業
陸岸における回収作業		<ul style="list-style-type: none"> 知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与 	<ul style="list-style-type: none"> 回収方針策定 沿岸市町の回収作業計画の総合調整 災害救援専門ボランティアの派遣 ボランティアの紹介窓口設置 必要により、自衛隊への派遣要請 必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あつせん 	<ul style="list-style-type: none"> 回収作業計画の策定 回収作業 ボランティアの受入窓口の設置
回収後の処理	(産業廃棄物の場合) 船舶所有者は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施		(産業廃棄物の場合) 収集、運搬、処分について、船舶所有者を指導	

第2節 迅速な災害応急活動体制の確立

〔総務部消防防災課〕

第1 趣 旨

海上災害発生時の活動体制及び動員（参集・配備）体制について定めるほか、災害発生時における情報の収集・伝達を迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

さらに、災害時に人命又は財産の保護のため、関係機関への応援要請や自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する手続及び派遣内容について定める。

第2 内 容

1 初動体制の確立

(1) 活動体制

- ① 市は、事故発生後、速やかに情報収集連絡体制を整えるとともに、県等と相互に緊密に連絡をとり、重油等の流出などに注意を払う。
- ② 市は、応急対策の活動状況、本部設置状況等を県民局（連絡が取れない場合は兵庫県防災企画課）に連絡する。
応援の必要性がある場合も同様とする。

(2) 広域的な応援体制

市は、重油等の流出事故が発生した場合は、大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会等と協力体制をとる。

特に、重油等の防除活動を実施する場合は、必要に応じて、同協議会に総合調整本部が設置されるので、その活動に関係機関は積極的に参画する。

2 情報の収集・伝達

(1) 市は、災害情報の報告等を行う場合は、フェニックス防災システム等を使用する。

ただし、システムが使用できない等の事情がある場合は、有線若しくは無線電話又はファクシミリ等、最も迅速確実な他の手段を使用する。

なお、報告内容及び報告系統等については、「第3編 地震災害応急対策編 第2章 第3節 情報の収集及び伝達」に定めるところによる。

(2) 市は、自らの対応のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。

(3) 市は、陸岸パトロールに努めるとともに、被災規模、人的被害等の情報を収集し、フェニックス防災システムを使用して情報を伝達する。

(4) 市は、収集した情報を整理し、必要に応じ、防災関係機関と情報を交換する。

3 動員の実施

(1) 平常執務時の伝達系統及び方法

- ① 総務部長は、災害警戒本部が設置された場合、各班長等に対し、ひょうご防災ネット（職員階層）、庁内放送、又は電話等により配備態勢を指令する。
- ② 職員は、常に所在を明らかにし、災害が発生した場合、又は災害の発生が予想されるときは、直ちに災害対応の指示を受ける。
- ③ 災害対策本部が設置された場合、各班長は、本部の指示により、参集した職員を災害対応のため配備し、本部へ報告する。

(2) 勤務時間外における職員参集

- ① 勤務時間外における職員の参集のための連絡通知は、ひょうご防災ネット職員階層及び連絡員

連絡網による。

(3) 職員の自主参集

- ① 職員は、災害対策本部等の設置を知ったとき、あるいは災害が発生又は災害の発生が予想される場合には、配備態勢の命令を待たずに自ら登庁し、あるいは上司に連絡してその指示を受けなければならない。
- ② 職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。
なお、本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、原則として、最寄りの庁舎、支所及び指定避難所に参集し、当該施設の長等にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

4 職員の状況把握及び業務

- (1) 職員が参集（登庁）した場合は、所属長に報告する。
- (2) 各連絡員は、職員の参集状況について本部班に定期的に報告する。
- (3) 本部班は、災害対策本部員の参集（登庁）状況を把握、記録し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。
- (4) 本部班は、各班の職員の登庁状況を勘案し配備計画を立案する。
- (5) 職員は、災害対応にあたる場合は、自身の安全確保に留意する。
- (6) 業務の実施に当たっては、12時間交代制やチーム分けによるローテーションを組む等、職員の負担を可能な限り軽減するよう考慮する。

5 組織の設置

海上災害発生時における防災組織は、以下のとおりである。

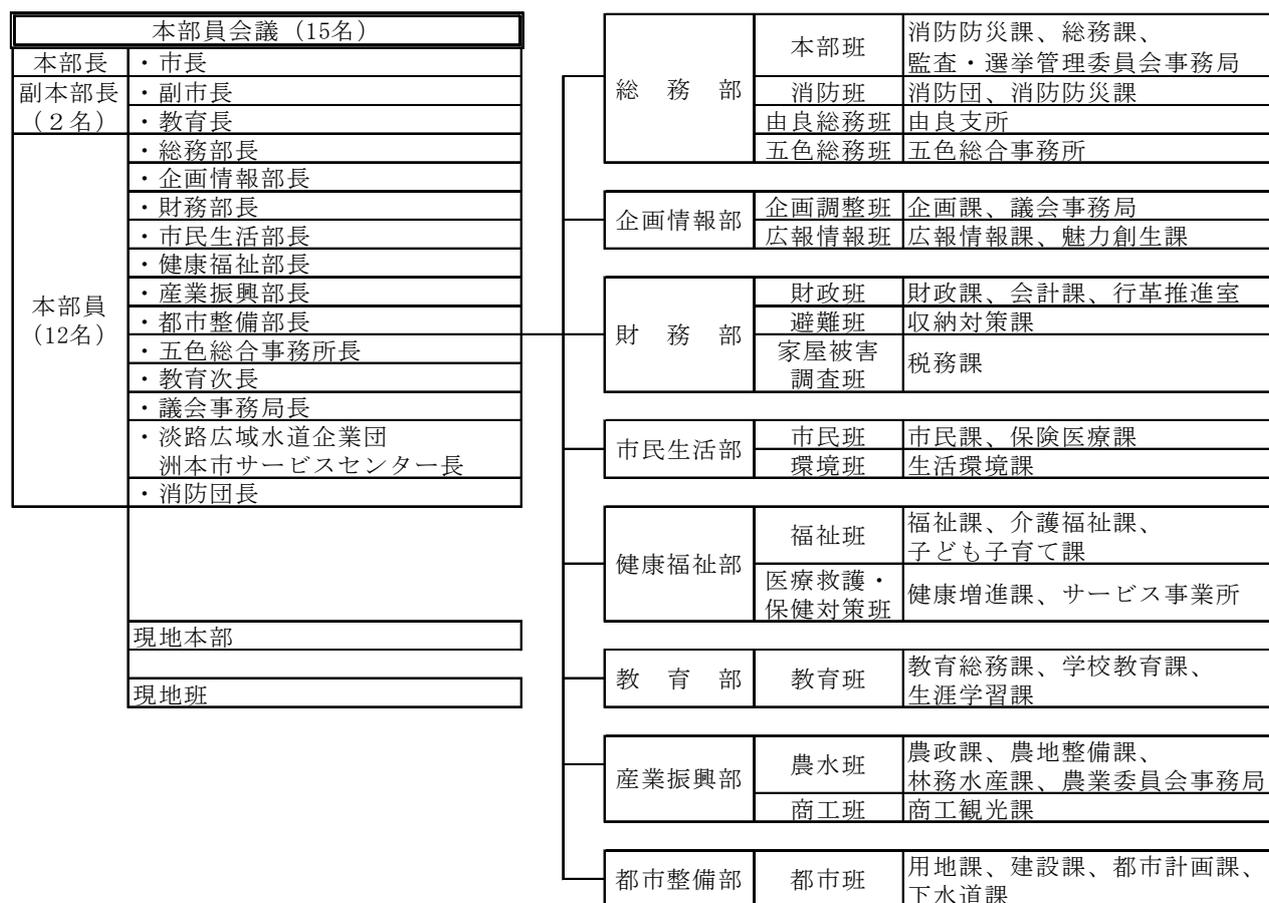
(1) 海上災害対策本部の設置

市長は、海上災害等の発生により強力な組織をもって災害応急対策を実施する必要があると判断された場合、海上災害対策本部を設置し、庁内及び関係機関並びに市民等に対し、通知公表する。

名 称	海上災害対策本部
設置者	市長
本部長	市長
設置場所	市本庁舎災害対策室
設置基準	1 海難が発生し、多数の死傷者が生じ、又は重油等が沿岸部又は陸岸に漂着し多大な被害が生じた場合（各々のおそれがある場合を含む）において、その状況を勘案して災害応急措置を実施し、又は災害応急対策に備えるため、必要があると認められるとき。 2 その他不測の事態が生じ又は生じるおそれがあるため必要であると認められるとき。
廃止基準	1 災害応急対策がおおむね終了したと認められるとき。 2 災害応急対策に備えるために設置した場合で、そのおそれが解消したと認められるとき。
組織・運営	災害対策基本法、洲本市災害対策本部条例、洲本市災害対策本部設置要綱の定めるところによる。

本部の組織等は、次のとおり。

＜災害対策本部組織図＞



（2）海上災害警戒本部

名称	海上災害警戒本部
設置者	総務部長
本部長	総務部長
設置場所	市本庁舎災害対策室
設置基準	海上災害対策本部が設置される前、又は災害対策本部が設置されない場合において、海上災害の警戒のため必要があると認められるとき。
廃止基準	1 警戒に当たる必要がなくなると認められるとき。 2 海上災害対策本部が設置されたとき。
組織・運営	洲本市災害警戒本部設置要綱の定めるところによる。

(3) 海上災害現地対策本部

名 称	海上災害現地対策本部
設 置 者	市長
本 部 長	海上災害対策本部長（市長）が海上災害対策副本部長のうちから指名する者
設 置 場 所	現地
設 置 基 準	局地的かつ激甚な海上災害が発生するなど、災害の状況等により、特に被災地において、災害応急対策を実施するため必要があると認められるとき。
廃 止 基 準	1 災害応急対策が概ね終了したと認められるとき。 2 災害応急対策に備えるために設置した場合で、そのおそれが解消したと認められるとき。
組 織 ・ 運 営	災害対策基本法、洲本市災害対策本部条例、洲本市災害対策本部設置要綱の定めるところによる。

6 関係機関への応援の要請

(1) 応援の要請

市長は、応急対策等を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定等に基づき、協力を求める。

また、知事（県本部長）に対し、応急対策等の応援要請（災害対策基本法第68条）を行う場合は、県防災企画課（県本部事務局）を經由し、まず口頭で連絡し、後日文書によりあらためて処理する。

他の市町等とあらかじめ相互応援協定を締結している場合は、協定書の内容に基づき要請する。

特に、緊急を要すると認められるときは、近畿地方整備局に「災害時の応援に関する申し合わせ」に基づく支援を要請し、リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む）の緊急対応実施等により被害拡大を防ぐことに努める。

このほか、災害時に備え、協定を締結している民間組織への応援要請については、各協定の内容により対応する。

(2) 受入体制等

- ① 派遣職員への対応及び経費負担等については、災害対策基本法等の関係法令に定めるところによる。
- ② 相互応援協定に基づく経費負担は、協定書の定めるところによる。
- ③ 応援要請に基づく応急対策等に必要の機械器具等は、原則として応援機関が携行していく。
- ④ 市は、応援要請により派遣された職員の宿泊施設及び食料等の確保を行う。
- ⑤ 職員の受入れに当たり、感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底する。

7 自衛隊への派遣要請

(1) 派遣要請

- ① 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、人命又は財産を保護するため、必要と認める場合は、淡路県民局長及び警察署長等と十分な連絡をとり、次の事項を明らかにした上で、知事に対し、自衛隊の派遣を求める。

この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して通知することができる。

- ア 災害の状況及び派遣要請を求める理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

- エ 要請を求める責任者の職及び氏名
- オ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- カ 派遣地への最適経路
- キ 連絡場所、現場責任者の氏名、標識又は誘導地点、及びその標示

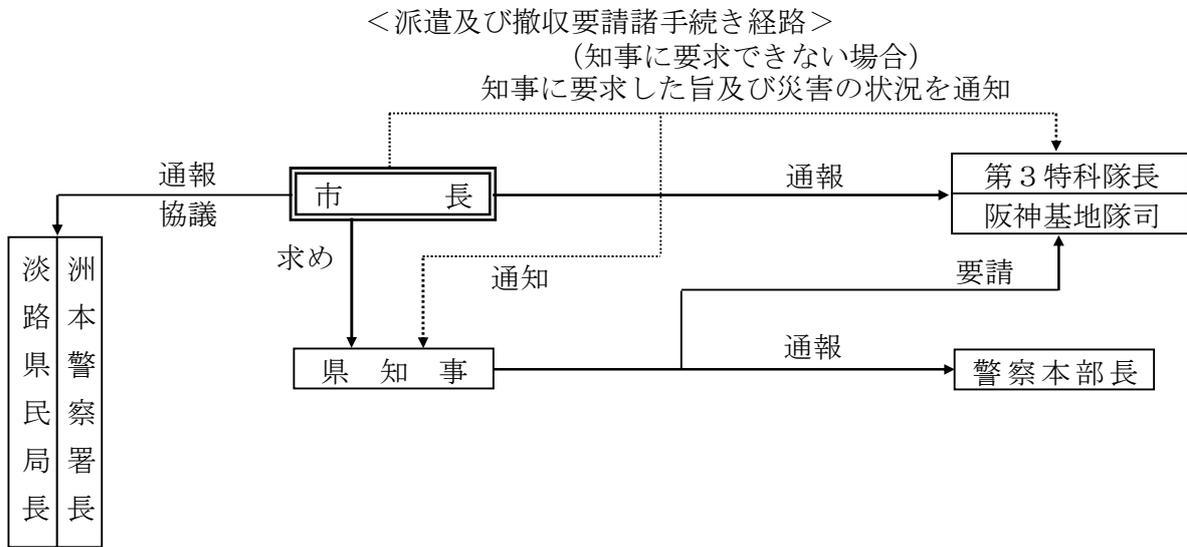
② 市長は、通信の不通等により、知事に対して自衛隊の派遣を求めることができない場合は、その旨及び災害の状況について、直接自衛隊に通知することができる。

このとき、自衛隊は、その事態に照らし、特に緊急を要すると判断した場合は、知事の要請を待つことなく、部隊等を派遣することができる。また、収集した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合は、自主派遣を行うことができる。

なお、自衛隊は、海難事故の発生や運航中の航空機における異常事態の発生等を自衛隊が探知した場合にも、自主的に捜索又は救助活動を実施する場合がある。

さらに、大規模災害が発生した際には、被災直後は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は、災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行うことがある。

③ 市長は、前記②の通知をしたときは、速やかに知事に対しその旨を通知する。



④ 要請先

区分	部隊名	所在地
陸上自衛隊	第3特科隊長	姫路市峰南町1番70号
海上自衛隊	阪神基地隊司令	神戸市東灘区魚崎浜町37
航空自衛隊	(第3師団長経由)	—

⑤ 連絡先

区 分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	災害対策本部事務局	TEL 078-362-9900 (時間内外とも) FAX 078-362-9911~9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災・危機管理班)	TEL 078-362-9988 FAX 078-362-9911~9912	TEL 078-362-9900 FAX 078-362-9911~9912
自衛隊	陸上自衛隊第3師団 (第3部防衛班)	TEL 072-781-0021 内線 3734、3735 FAX 3724	TEL 072-781-0021 内線 3301 (司令部当直) FAX 3301
	第3特科隊 (第3科)	TEL 079-222-4001 内線 650、238 FAX 239	TEL 079-222-4001 内線 302 (当直司令) FAX 398
	第3高射特科大隊 (第3係)	TEL 079-222-4001 内線 535、537 FAX 582	TEL 079-222-4001 内線 502 (部隊当直)
	第36普通科連隊 (第3科)	TEL 072-782-0001 内線 4031、4032 FAX 4034	TEL 072-782-0001 内線 4004 (当直司令) FAX 4034
	海上自衛隊 阪神基地隊 (警備科)	TEL 078-441-1001 内線 230 FAX 239	TEL 078-441-1001 内線 220 (当直幹部) FAX 389

(注) 緊急文書をFAXで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実を期する。

(2) 情報の連絡体制

- ① 市長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要と認めるときは、適時各種情報を関係部隊の長へ連絡する。
- ② 市は、災害に際し、陸上自衛隊第3師団長、同師団第3特科隊長又は海上自衛隊呉地方隊阪神基地隊司令から、連絡班の派遣を受ける。

(3) 活動内容

海上災害に際し、自衛隊に要請する救援活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ① 被害状況の調査
航空機、船舶等による情報収集
- ② 避難の援助
海上災害発生時の船舶からの避難者の沿岸地域への輸送、又は沿岸地域において災害が発生した場合の避難者の安全地帯までの誘導等
- ③ 遭難者等の捜索救助
行方不明者、負傷者等の捜索救助 (通常他の救援作業等に優先して実施)
- ④ 消火活動
海上における船舶等の消火活動、又は海域に近い陸岸で災害が発生した場合の消火活動
- ⑤ 水路の啓開
海上において事故船舶等により水路等が遮断された場合の障害物の除去
- ⑥ 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び防疫 (薬剤等は通常派遣要請者が提供)
- ⑦ 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救護活動に必要な人員又は救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。)
- ⑧ 給食、給水及び入浴支援

給食、給水及び入浴支援

⑨ 物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸与又は救じゅつ品を譲与

⑩ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

⑪ その他

その他（重油等の流出油の回収及び搬出を含む）自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第3節 円滑な災害応急活動の展開

〔総務部消防防災課 消防団 市民生活部生活環境課 健康福祉部各課 産業振興部各課
農業委員会事務局 消防本部 都市整備部各課〕

第1 趣 旨

海難による人身事故が発生した場合の救助・救急活動の実施及び緊急輸送対策等について定める。
また、重油等の流出事故が発生した場合の防除対策について定める。

第2 内 容

1 救助・救急活動

市は、救助・救急活動を実施するほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各関係機関、非常災害対策本部、現地対策本部等に応援を要請する。

2 資機材等の調達等

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

3 医療活動

- (1) 市は、負傷者等への医療、救護措置を迅速かつ的確に実施するため、地元医師会の協力を得て医療救護隊を編成し、派遣するとともに、消防本部に要請して迅速に患者搬送を行う。
- (2) 市は、災害の規模等を勘案のうえ、必要と認めるときは、県に対し、県医師会、日本赤十字社、国立病院又は公的病院等への応援要請を求める。
- (3) 市は、備蓄又は医薬品を確保するとともに、健康福祉事務所、消防本部、地元医師会、その他関係機関との情報連絡を密にし、医療救護活動の円滑化に努める。

4 船舶火災等における消火活動

消防本部は、船舶等の火災につき、消防艇をはじめとする海上災害用消防資機材を活用して、消火活動を行う。

また、船舶火災に関する消火活動については、海上保安本部と十分に連携をとるとともに、臨海部の火災についても、必要に応じ、海上保安本部に協力を要請する。

なお、他の消防機関の応援を必要とする場合は、隣接市との消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定に基づき、同協定締結消防機関に応援を要請する。

5 こころのケア対策の実施

市は、県（健康福祉部）と連携・協力して、県（精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）による、被災者等に対するこころのケアに関する相談訪問活動の情報提供等に努める。

また、心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行う。

さらに、救援機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事する者のメンタルヘルスを維持、回復するため、職場環境に配慮を行う。

6 緊急輸送活動

(1) 陸上輸送の確保

輸送路となる道路の状況を点検し、道路の通行禁止及び制限並びに輸送路の状況について、警察

署と密接な連絡をとり、次の措置により、安全通行の確保を図る。

- ① 通行の安全が確保されない時点では、通行止め措置を含む交通規制措置を講じる。
この場合、警察署に連絡し、十分な連携を図る。
- ② 道路の状況に応じ、交通整理を行うため、人員を配置する。
- ③ 陸上輸送を確保するため、必要な路線を緊急輸送道路として指定する。

(2) 海上輸送

海上輸送を確保するに当たり、洲本港、由良港及び都志港より災害発生海域に近い港を輸送拠点とする。

(3) 航空輸送

航空輸送を実施するに当たり、ヘリコプター臨時離着陸場を選定する。

(4) 緊急輸送の範囲等

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ① 消防、救急救助及び医療（助産）救護のための人員並びに資機材の輸送
- ② 医療（助産）救護を必要とする負傷者等の搬送
- ③ 医薬品及び医療用資器材の輸送
- ④ 交通手段を失った被災者及び避難者の搬送
- ⑤ 災害対策従事者等の移動
- ⑥ 食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資の輸送
- ⑦ 死体発見場所から一時安置所までの移送
- ⑧ 死体の捜索、検案及び処理のため必要となる人員及び衛生用資機材等の輸送
- ⑨ 公共施設及び輸送拠点等の保全及び応急措置に係る輸送
- ⑩ 交通整理に要する人員及び資機材等の輸送
- ⑪ 市民の生命の安全確保を図るために必要となる輸送
- ⑫ 災害の拡大防止のため必要となる輸送
- ⑬ その他応急対策のため必要となる輸送

(5) 手 段

輸送の実施に当たっては、車両、船舶、航空機及び人力等の手段を用いる。

① 車両による輸送

ア 車両等の調達

- a) 公用車を効率的に管理し、本部各班の要請に基づいて配車計画を立てる。
- b) 公用車では対応が困難な場合及び特殊な車両等が必要な場合については、民間事業者等から借上げを実施する。
- c) 市内において車両の確保が困難な場合、又は輸送状況に鑑み、他から調達することが適当と認められる場合は、県及び他の市町等に協力を依頼する。
- d) 自衛隊車両については、県を通じ、陸上自衛隊及び海上自衛隊に要請する。

イ 車両等の配車及び運用

a) 配車の要求

本部各班において車両を必要とする場合は、目的、車種、トン数、台数、引渡場所、使用日時等を明示の上、本部班に要求する。
ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

b) 配車計画

本部班は、各班からの要求に対応するため、用途、必要とされる運搬能力及び走行性能等を考慮し、配車計画を調整する。

② 船舶等による輸送

ア 災害により陸上輸送が不可能となった場合は、船舶等による輸送を行う。

また、市内において船舶の確保が困難な場合は、県又は他市町等に要請する。

イ 救援物資の受入れ及び積み出し施設の確保、並びに荷役及び輸送については、港湾荷役業者等と事前に協議し、協力を得る。

③ ヘリコプターによる輸送

陸上輸送が不可能となった場合や、山間・僻地等、孤立地区への輸送が必要となる場合など、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合に、県及び自衛隊に対しヘリコプターの派遣を要請するとともに、ヘリコプター臨時離着陸場を開設し、県、自衛隊及び防災関係機関にその旨通知する。

④ 人力による輸送

すべての輸送機関の機能がまひした場合は、人力による輸送を実施する。

7 重油等の防除対策

(1) 沿岸海域における防除対策

① 市は、重油等が陸岸に漂着するおそれのある場合、次の対策を講じる。

ア 必要となる油防除資機材の調達（備蓄分を含む）

イ 重油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集

（浮流・漂着の監視として、海上保安本部と連携をとり、必要に応じて役割分担をし、県調査船及び漁船等を行う海上監視、市・県土木事務所等で行う陸上監視、県及び県警ヘリコプターによる航空監視を行う。）

② 市は、沿岸に漂着する可能性がある初期の段階において、有効な防除措置を集中的に実施することにより、迅速かつ効率的な回収及び処理に努める。

③ 市は、管理区域である港湾、海岸等において、海上保安本部等他の機関に防除を依頼する場合は、緊密な連携をとってこれらの活動を行う。

④ 消防本部は、現場周辺において避難誘導活動を行うとともに、火災の発生に備える。

(2) 陸岸における回収作業

① 市は、県の作成した重油等回収方針に沿って作業計画を策定し、計画を策定したときは速やかに県に報告する。

② 市は、漁業関係者、観光業者等との意見調整等を行い、作業計画を策定する。

③ 市は、重油等の漂着状況、回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的・効率的な回収処理がなされるよう、施策の実施に努める。

④ 被害を受けた地域の市民は、消防団、自主防災組織等を中心として、市と連携し、陸岸に漂着した重油等の回収に努める。

(3) 回収後の処理

この計画においては、集積された廃油等の廃棄物を産業廃棄物とする。

その回収後の処理は、次のとおりである。

① 重油等を排出した船舶の所有者は、排出事業者処理責任に基づき、廃油等の収集、運搬及び処分を行い、船舶所有者から委託を受けた指定海上防災機関も同様の責任を負う。

② 県は、船舶所有者に対し、集積された廃油等の収集、運搬及び処分につき、廃棄物処理基準に従い、適正に行われるよう指導するとともに、処分を他の者に委託する場合は、産業廃棄物処理業の許可を有する業者に取り扱わせるよう指導する。

また、その処理に当たって、生活環境保全上支障が生じないように指導する。

(4) ボランティアの派遣・受入れ

① ボランティアの派遣・受入れ

大規模な災害等が発生した場合、専門的な資格及び技能を有する災害救援専門ボランティアのほか、主として次の活動についてボランティアの協力を得ることとし、市は受入・紹介窓口を、県は県社会福祉協議会が運営するひょうごボランティアプラザにその支援窓口を開設する。

また、市の実情に応じ、第三者的な機関（社会福祉協議会、日本赤十字社など、平時より連携を図っているボランティア団体等）による受入窓口又は紹介窓口を開設する。

なお、ボランティアの受入・紹介窓口、ボランティア団体、ボランティアコーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守するよう努める。

市は、災害ボランティアと自主防災組織等の住民との連携や円滑な関係づくりに努める。

ア 被災地の住民・自治会のボランティア受入れについての意向に配慮すること。

イ ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知

識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知すること。

ウ ボランティアの身分が被災地の住民にわかるようにすること。

エ ボランティアに対し、被災地の住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。

オ ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努めること。

カ ボランティア、特にボランティアコーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。

キ 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。

② 災害ボランティアの確保と調整

市は、被災地域におけるボランティアニーズを勘案しながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO・NGOその他のボランティア関係団体と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努める。

③ 受入上の留意点

ア ボランティアの受入窓口では、陸岸における回収作業現場と連絡を密にし、回収作業場所、必要人員、作業実施に必要な持参品、健康上の留意事項に係る情報を収集し、ボランティア活動を行う者に対し、助言及び情報提供を行う。

イ 市は、ボランティアの受入窓口において、ボランティアに対して必要な助言及び情報提供を行うとともに、ボランティア保険への加入促進の利便提供等、同活動が円滑に実施できる環境整備に努める。

ウ 作業現場における責任者は、各ボランティアに対して、作業開始前に、ボランティア保険の加入の有無の確認と加入促進を行うとともに、安全性を確保するため、作業の目的、役割分担、作業上の注意事項等につき、十分な説明を行う。

(5) 現場作業者の健康対策

① 市は、回収作業従事者の健康保持に努めることとし、作業現場に仮設の救護所を設置し、保健師、看護師等から構成される健康相談チームを編成して、同所に派遣する。

また、陸岸での除去に専門的な知識や経験のない市民やボランティアのために、健康管理上の注意事項を周知する。

② 市は、回収作業従事者の健康状態を把握し、必要に応じ、保健所長に報告を行う。

また、健康被害者発生に備え、病院等の被害者の受入体制を整備する。

③ 市長は、保健所長に対し、必要に応じ、保健師の派遣等協力を要請する。

④ 市は、回収作業が長期化する場合、地域住民の精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講じる。

(6) 汚染魚介類の流通防止

市は、県（環境部）と連携して、汚染された魚介類が市場に流通しないよう、随時、魚介類販売店、魚介類加工品製造施設等への立入検査を行い、安全の確保に努める。

8 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 市は、災害発生後、直ちに被災者の家族、市民、関係者からの問い合わせに対し、専用電話を備えた窓口を設置する等、情報提供に対する体制を整える。

(2) 市は、フェニックス防災システムを活用し、市民、関係機関等への的確な情報提供を行う。

(3) 市は、関係機関と相互に緊密な連絡体制を取り情報交換を行う。

(4) 市は、二次災害の危険性等に関する情報、交通規制に関する情報等、市民に対し伝達すべき情報がある場合は、積極的に広報活動を行う。

(5) 市は、情報の公表、広報活動を行う際は、その内容につき関係機関に通知し、確認をとる。

(6) 取りまとめておくべき情報のうち、主なものは次のとおりとする。

① 災害発生直後

ア 災害発生の日時、場所

- イ 災害の種別と拡大の見通し
- ウ 被害状況
- エ 被災者の安否、収容先病院に関する情報
- オ 負傷者等の受入先医療機関に関する情報
- カ 交通規制に関する情報
- ② 二次災害の危険性等に関する情報
 - ア 重油等危険物の漂流、漂着状況
 - イ 漂着した場合の対応
 - ウ ボランティアの窓口
 - エ 回収状況
 - オ 環境への影響

9 二次災害の防止活動

市は、重油等が漂着した場合は、その性質、危険性等を広報し、必要に応じ、周辺海域での遊泳の禁止、漁業活動の自粛等呼びかけることとする。

10 兵庫県消防防災ヘリコプターの運航要請

兵庫県消防防災ヘリコプターの運航は、日の出から日没までに限ることとし、運航の可否は防災監（消防保安課長）が決定する。

(1) 使用目的

- ① 救急活動
- ② 救助活動
- ③ 火災防御活動
- ④ 情報収集活動
- ⑤ 災害応急対策活動
- ⑥ 広域航空消防防災応援活動
- ⑦ 災害予防活動
- ⑧ その他防災監が必要と認める活動

(2) ヘリコプターの出動を要請するための手順

① 要請の連絡先

ア 県災害対策本部非設置時

- ・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。
- ・夜間（17:30～翌朝8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。

神戸市消防局警防部司令課

TEL (078)333-0119

FAX (078)325-8529

イ 県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL (078)362-9900

（県災害対策センター内） FAX (078)362-9911

② 要請に際し連絡すべき事項

- ア 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- イ 要請を必要とする理由
- ウ 活動内容、目的地、搬送先
- エ 現場の状況、受入体制、連絡手段
- オ 現地の気象条件
- カ 現場指揮者
- キ その他必要事項

③ 要請者において措置する事項

- ア 離発着場の選定

イ 離発着場における措置（散水、ヘリポート標示、風向標示、ヘリコプターの誘導）

④ 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。
併せて、受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

IV 災害復旧計画

第1 基本方針

〔総務部消防防災課 関係各部署〕

- 1 この計画は、主として重油等流出事故を想定した計画とする。
- 2 市及び防災関係機関は、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行う。
- 3 市及び防災関係機関は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。
- 4 市及び防災関係機関は、復旧に当たり、環境に配慮しつつ、必要な措置を講じる。

第2 市民生活等への対応

〔関係各部署〕

- 1 市は、被災地において、関係防災機関等の協力を得て、臨時被害相談所等を設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、早期解決に努める。
- 2 市は、重油等危険物の漂着により発生した各種被害の復旧・補償問題につき、相談窓口を設置するなど、関係者からの問い合わせに応じる。

第3 漁業・水産関係の復旧

〔産業振興部林務水産課・農政課〕

- 1 市は、安全な水産物の安定的供給を図るとともに、風評被害を防止するため、漁業協同組合等に対して、油の付着の有無に関する検査の実施、油の付着した水産物の廃棄処分、安全であることの広報の実施等、必要な指導を行う。
- 2 市は、国の機関、民間の機関と協力し、海洋汚染の魚場への影響を調査し、漁業関係者に対し情報を提供する。

第4 海岸、港湾・漁港関係施設の復旧

〔総務部消防防災課 産業振興部林務水産課 都市整備部建設課〕

- 1 市は、回復宣言後も新たな油塊が漂着していないかを継続してパトロールするとともに、漁業者、市民からの通報体制を確立する。
- 2 市は、新たな油塊が発見された場合に迅速に処理するため、油回収班を置くなど、漂着がなくなるまで回収体制の継続に努める。
- 3 市は、特に徹底して重油等を除去すべき場所においては、回復宣言後も必要に応じ、調査、回収を継続する。

第5 環境対策

〔市民生活部生活環境課〕

市は、県（環境部）に協力して、環境影響調査を実施する。
調査方法、調査後の対応については、専門家の意見を十分に聞くこととする。
また、調査方法、調査の結果については、CATV、広報誌等を通じて、市民に情報提供する。

第6 災害義援金

〔財務部財政課 会計課 健康福祉部福祉課〕

1 募 集

市は、大規模な災害発生等により、被災者の生活の支援に当たり、災害義援金の募集が必要と認められる場合は、受入れるべき口座を開設し、広く広報を行うことで、被災者に対する災害義援金の募集を実施するとともに、寄託者及び受入れ額等について記録する。

また、災害の規模及び広域性等を考慮し、必要に応じ、次の関係機関が共同又は協力し、募集方法・期間及び広報の方法等を定めて募集を行う。

- (1) 兵庫県
- (2) 被災市町
- (3) 兵庫県市長会
- (4) 兵庫県町村会
- (5) 日本赤十字社兵庫県支部
- (6) 兵庫県共同募金会
- (7) 兵庫県商工会議所連合会
- (8) 兵庫県商工会連合会
- (9) 神戸新聞厚生事業団
- (10) 日本放送協会（NHK神戸放送局）
- (11) 株式会社ラジオ関西
- (12) 株式会社サンテレビジョン
- (13) 学識経験者等

2 配 分

(1) 市は、災害義援金配分委員会を設置し、受入れた義援金の内容について報告するとともに、被災者に対する義援金の配分額、時期及び方法等について決定する。

(2) 県は、上記関係機関の参画により義援金を募集した場合、義援金に関する募集委員会を設置し、義援金の配分等について、次の項目について協議及び決定する。

また、募集委員会は、義援金総額及び被災状況を考慮し、迅速に配分基準を定める。

- ① 募集方法及び配分方法
- ② 被災者等に対する伝達方法
- ③ 義援金の収納額及びその用途についての寄託者及び報道機関等への周知方法

3 配分先を指定した義援金

寄託者が、配分先及び用途等を指定した義援金を受け付けた各関係機関は、自己の責任において適切に処理する。

4 その他

(1) 市は、市の口座に受入れる義援金の募集及び配分等に関する庶務を行う。

(2) 各関係機関における義援金の募集及び配分等に係る事務負担については、必要に応じ、その都度協議する。